

| 第1回 横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会 会議録 |  |
|-------------------------------|--|
| 開催日時                          | 令和5年5月11日(木) 14時00分～15時40分   |
| 開催場所                          | 横浜市泉区役所 4AB会議室   |
| 出席者<br>(50音順)                 | 石井委員、金子委員、柴田委員、清水委員、長谷委員(計5名)  |
| 欠席者                           | なし   |
| 開催形態                          | 一部非公開(議事3以降)(傍聴者0人)  |
| 議 題                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長及び委員長職務代理者の選出について</li> <li>2 委員会の公開・非公開について</li> <li>3 選定スケジュールについて</li> <li>4 公募要項について</li> <li>5 仕様書について</li> <li>6 特記仕様書について</li> <li>7 応募関係書類について</li> <li>8 評価基準項目について</li> <li>9 審査について</li> <li>10 次回選定委員会の日程について</li> </ol>  |
| 決定事項                          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長及び委員長職務代理者の選出について<br/>「横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき、委員長に柴田委員、委員長職務代理者に石井委員が選出された。</li> <li>2 委員会の公開・非公開について<br/>第1回選定委員会は議題1、2までを公開とし、公募の公平性を担保することなどから、議題3以降は非公開とした。<br/>第2回については、応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答までを公開、審査を非公開とした。</li> <li>3 選定スケジュールについて<br/>6月5日～9日に、「横浜市税の納税状況調査の同意書の提出」を加筆修正したうえで、承認された。</li> <li>4 公募要項について<br/>原案のとおり承認された。</li> <li>5 評価基準項目について<br/>「既存の項目を評価する際の視点として追加」の感染症等拡大防止関連の項目番号の誤りについて、修正のうえ承認された。<br/>また、配点が5点の項目は1点から5点の5段階で評価し、配点が10点の項目は評価した点数を2倍とすること、加減点項目の10-1は-5点、0点、5点の3段階、10-2は、5点、0点の2段階で評価することについて承認された。</li> <li>6 仕様書について</li> </ol> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>原案のとおり承認された。</p> <p>7 特記仕様書について<br/>原案のとおり承認された。</p> <p>8 応募関係書類について<br/>原案のとおり承認された。</p> <p>9 審査について<br/>第2回選定委員会での審査の流れ及び最低基準点については、加減点項目を除いた出席委員の合計点の60%とすることについて、原案のとおり承認された。</p> <p>10 次回選定委員会の日程について<br/>議題3で承認されたとおり、令和5年7月31日(月)に開催することとした。</p>  |
| <p>審議内容</p> | <p>2 委員会の公開・非公開について<br/>(委員) 第2回委員会当日に飛び込みで傍聴人が来た場合の対応は。<br/>(事務局) 原則、事前申し込み制にしている。当日飛び込みの場合は傍聴人の入場可否について、委員の皆さんにお諮りした上で対処したい。</p> <p>3 選定スケジュールについて<br/>(委員) 第2回委員会の前に応募書類を確認する場は設けられるのか。<br/>(事務局) 応募書類等は郵送するので、第2回委員会までに確認していただきたい。</p> <p>4 公募要項について<br/>(委員) 7(6)欠格事項に「イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること」とあるが、固定資産税は含まれるのか。<br/>(事務局) 固定資産税も含まれる。横浜市税の納付状況調査の同意書(様式8)にも記載されており、公募要項の「～等の租税」の中に固定資産税も含めている。</p> <p>5 仕様書について<br/>(委員) 合築施設とのことだが、同じ法人が運営しているのか。<br/>(事務局) ケアプラザとデイサービスは、コミュニティハウスとは別の団体が運営している。<br/>(委員) ケアプラザを運営する団体が応募することはあるか。<br/>(事務局) ケアプラザ等は社会福祉法人が運営することが多く、貸館業務とは性質が異なるため、重なることは少ない。<br/>(委員) 感染症防止対策について、プレゼンテーション時の応募団体の提案から、感染状況の変化によって、区の方針に従ってもらうこと</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>もあるのか</p> <p>(事務局) 感染状況に応じて、指定管理者と協議することになる。</p> <p>(委員) 指定管理料の中で、修繕費の割合が多いように感じるが、施設によって異なるのか、一律で決まっているのか。</p> <p>(事務局) 地区センター条例に基づく施設の修繕費の上限額は、一律で定められている。</p> <p>(委員) 常勤職員の人数は決まっているのか。</p> <p>(事務局) 特記使用書に記載のとおり、常勤職員は館長を含め1名以上です。開館時間中は常勤職員・非常勤職員は問わず、1名以上を配置することとされています。</p> <p>(委員) 自己評価の方法は、運営団体によるアンケート等とのことだが、施設ごとに異なってくるのでは。以前の団体との比較や他施設との比較はどのようにするのか。</p> <p>(事務局) 客観的な視点からの評価は、第三者評価によって補完している。</p> <p>7 応募関係書類について</p> <p>(委員) すべての応募団体が欠格事項に該当していた場合はどうするのか。</p> <p>(事務局) 再公募することになる。</p> <p>8 評価基準項目について</p> <p>(委員) 安定性・安全性の項目を加点したことにより、合計点が上がったという理解でよいか。</p> <p>(事務局) おっしゃるとおりです。</p> <p>(委員) 能登半島や千葉でも地震があり、災害時のことを踏まえて安全面は重要なこと。</p> <p>(委員) 安全面を重視したのは、施設特有の理由があるのか。</p> <p>(事務局) 比較的新しい施設なので運営上の問題はないが、この先の改修や修繕を見据えて、丁寧に運営していただきたいという観点から、安全面を重視した。</p> <p>(委員) 評価基準項目の8-2の横浜市の重要施策について、何か分かる資料があると評価しやすい。</p> <p>(事務局) 応募書類郵送時に、市の重点施策をまとめたものを添付します。</p> <p>(委員) 市の重点施策に加えて、区の重要施策があると、より評価しやすくなる。</p> <p>(事務局) 市の重点施策と一緒に区の運営方針も郵送します。</p> <p>(委員) コミュニティハウスの設置目的に沿っているかは、我々も目的を確認しておくことが必要。</p> <p>(委員) 説明会時にコミュニティハウスの目的や市の重点施策等は説明されるのか。</p> <p>(事務局) 公募要項にもコミュニティハウスの目的が記載されており、そこを軸足として運営していただきたいと考えているので、丁寧に説明していきたい。</p> <p>(委員) 地域の人々の声が反映されているかも大切なので、プレゼンテーション時に質問して評価したい。</p> |
|--|--|

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | <p>10 次回選定委員会の日程について<br/> (委員) 質問受付や税納付状況提出の期限となる6月9日以降に、開始時間の連絡をいただきたい。<br/> (事務局) なるべく早めにご連絡します。</p>  |
| <p>資料<br/> ・<br/> 特記事項</p> | <p>1 資料<br/> (1) 横浜市新橋コミュニティハウス指定管理者公募要項 (案)<br/> (2) 横浜市新橋コミュニティハウス指定管理者選定の評価基準項目 (案)<br/> (3) 横浜市新橋コミュニティハウス指定管理業務 仕様書 (案)<br/> (4) 横浜市新橋コミュニティハウス指定管理業務 特記仕様書 (施設概要及び業務基準) (案)<br/> (5) 横浜市新橋コミュニティハウス指定管理者の応募関係書類 (様式) (案)<br/> (6) 新橋コミュニティハウス指定管理者選定に係る今後のスケジュール(案)<br/> (7) 第1回横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会次第<br/> (8) 横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会運営要綱<br/> (9) 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き<br/> (10) 横浜市新橋コミュニティハウスの指定管理業務に関する基本協定書 (素案)</p> <p>2 特記事項<br/> 次回は、7月31日(月)に開催する。</p> |